

## カード形式の障害者手帳の申請受付を開始します

### 1 概要

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3手帳）の形式について、従来の紙形式の手帳に加え、カード形式の手帳を選べるようになります。希望しない方は、使い慣れた従来の紙形式の手帳を使い続けることができます。

ただし、手帳の新規や更新手続の方は、原則として従来の紙形式での手帳交付となります。

### 2 受付開始日 等

#### (1) 申請受付

受付開始日 令和3年10月1日（金）～

受付場所 各区役所・地区健康福祉ステーション 高齢・障害課（担当）の窓口まで

受付方法 郵送または窓口で受け付けます。

（窓口混雑緩和のため、できるだけ郵送申請に御協力をお願いします。）

申請書類 ①カード形式障害者手帳交付申請書、②写真（縦4cm×横3cm）の2点を御提出いただきます。申請書は、10月1日から各区役所・地区健康福祉ステーションで配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

⇒ 市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132733.html>

#### (2) 交付

令和4年1月以降、順次、これまでの障害者手帳と交換します。（お渡しする準備ができ次第、お知らせします。）

### 3 カード形式障害者手帳の主な特徴

顔写真は白黒です。

切り欠き加工を施し、他のカードと区別しやすくなっています。

**身体障害者手帳** 川崎市第 123456 号

令和2年3月1日交付  
氏名 川崎 ○○

生年月日 平成12年11月25日  
住所 川崎市川崎区宮本町1  
■マンション205  
保護者氏名 川崎 △△

保護者住所 川崎市川崎区宮本町1  
■マンション206  
続柄 父

障害程度等級 1級 川崎市 印

旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第1種

**療育手帳** 川崎市第 123456 号

平成30年6月30日交付  
氏名 川崎 ○○

生年月日 平成20年11月25日  
住所 川崎市川崎区宮本町1  
■マンション205  
保護者氏名 川崎 △△

保護者住所 川崎市川崎区宮本町1  
■マンション205  
続柄 父

障害の程度 B1 今回判定日 令和2年6月7日  
次回判定日 令和5年6月  
(前回判定日 平成30年6月30日 前回判定済)

指定機関 子育て支援センター  
旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第2種 川崎市 印

**障害者手帳** 川崎市第 123456 号

令和2年10月11日交付  
氏名 川崎 ○○

生年月日 平成12年11月25日  
住所 川崎市川崎区宮本町1  
■マンション205

障害等級 1級

有効期限 (至) 令和2年10月11日  
(至) 令和4年10月31日

川崎市 印

更新申請は、有効期限の3か月前から行えます。

市章は盛り上げ加工になっており、手で触ってどの障害種別のカードかが分かります。

問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課 砂川

電話 044-200-2656

お問合せ・申請は、お住まい区の区役所・地区までお願いします。

【各区役所・地区 申請書郵送先・問合せ先】

郵 送 先	問合せ先 (※市外局番 044)
川崎区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒210-8570 川崎区東田町8	☎ 201-3215 (身障・療育手帳担当) ☎ 201-3213 (精神手帳担当)
大師地区健康福祉ステーション 〒210-0812 川崎区東門前2-1-1	☎ 271-0162 (身障・療育手帳担当)
田島地区健康福祉ステーション 〒210-0852 川崎区鋼管通2-3-7	☎ 322-1984 (身障・療育手帳担当)
幸区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1	☎ 556-6654 (身障・療育手帳担当) ☎ 556-6695 (精神手帳担当)
中原区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒211-8570 中原区小杉町3-245	☎ 744-3296 (身障・療育手帳担当) ☎ 744-3297 (精神手帳担当)
高津区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒213-8570 高津区下作延2-8-1	☎ 861-3252 (身障・療育手帳担当) ☎ 861-3309 (精神手帳担当)
宮前区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5	☎ 856-3304 (身障・療育手帳担当) ☎ 856-3262 (精神手帳担当)
多摩区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒214-8570 多摩区登戸1775-1	☎ 935-3323 (身障・療育手帳担当) ☎ 935-3324 (精神手帳担当)
麻生区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1	☎ 965-5159 (身障・療育手帳担当) ☎ 965-5259 (精神手帳担当)

【事業所管課・問合せ先 ※市外局番 044】

川崎市役所 健康福祉局 障害保健福祉部	
障害福祉課 (身障・療育手帳担当)	☎ 200-2653 (直通)
精神保健課 (精神手帳担当)	☎ 200-3608 (直通)
	FAX 200-3932 (共通)

【手帳判定審査・問合せ先 ※市外局番 044】

川崎市役所健康福祉局総合リハビリテーション推進センター総務・判定課	
身体障害判定審査担当 (身障手帳担当)	☎ 223-6748
精神保健判定審査担当 (精神手帳担当)	☎ 200-3195
	FAX 200-3974 (共通)

※療育手帳については、各区役所・地区高齢・障害課 (担当) へお問い合わせください。

障害者手帳をお持ちの方へ

# カード形式の障害者手帳を 希望できます



対象となる手帳は、  
**身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳**  
の3種類です。  
携帯に便利、耐久性に優れているというメリットがあります。

希望する方は、**令和3年10月1日(金)**から  
各区役所・地区で**カード交付の申請を受け付けます。**  
(窓口混雑緩和のため、郵送での申請に御協力をお願いします。)



**令和4年1月以降、**  
各区役所・地区で**順次、これまでの手帳と交換します。**  
(お渡しする準備ができ次第、お知らせします。)

- ※ カードの交付を希望できる方は、申請をしようとする日から6か月以内に**再認定・再判定・更新がない方**となります。
- ※ 新規、更新の方は、原則として従来の紙形式での手帳交付となります。
- ※ カードへの変更は必須ではありません。これまでの紙の手帳も変わらずお使いいただけます。  
(ただし、紙の手帳と、カードの手帳は**同時に所持できません。**)



Colors, Future!  
いろいろって、未来。  
川崎市

申請書は区・地区の窓口等で配布しているほか、  
川崎市のホームページでもダウンロードできます。

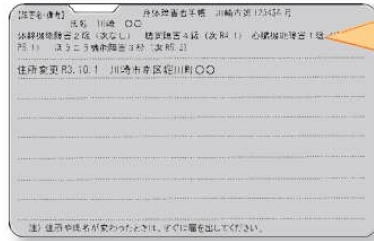


川崎市ホームページ  
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000132733.html>



# カード形式の障害者手帳の特徴について

## 身体障害者手帳

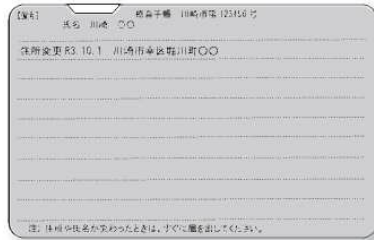
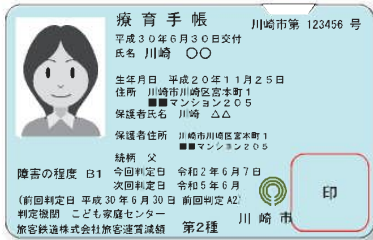


カード形式の身体障害者手帳の障害名は、下記のような簡易な表記になります。

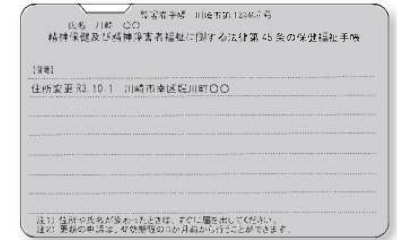
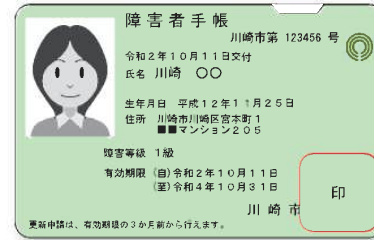
- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1 視覚障害           | 10 上肢機能障害      |
| 2 視力障害           | 11 移動機能障害      |
| 3 視野障害           | 12 心臓機能障害      |
| 4 聴覚機能障害         | 13 じん臓機能障害     |
| 5 平衡機能障害         | 14 呼吸器機能障害     |
| 6 音声・言語・そしゃく機能障害 | 15 ぼうこう・直腸機能障害 |
| 7 上肢不自由          | 16 小腸機能障害      |
| 8 下肢不自由          | 17 免疫機能障害      |
| 9 体幹機能障害         | 18 肝臓機能障害      |

- マークは盛り上げ加工になっており、障害種別によって位置を変えています。手で触って、どの障害のカードかがわかります。
- 左記のとおり、身体障害者手帳の障害名の表記が変更となります。詳しくは川崎市ホームページを御確認ください。
- 写真は白黒でカードが出来上がります。
- 住所変更などの記載は裏面になります。
- 紙の手帳よりも交付までにお時間がかかります。

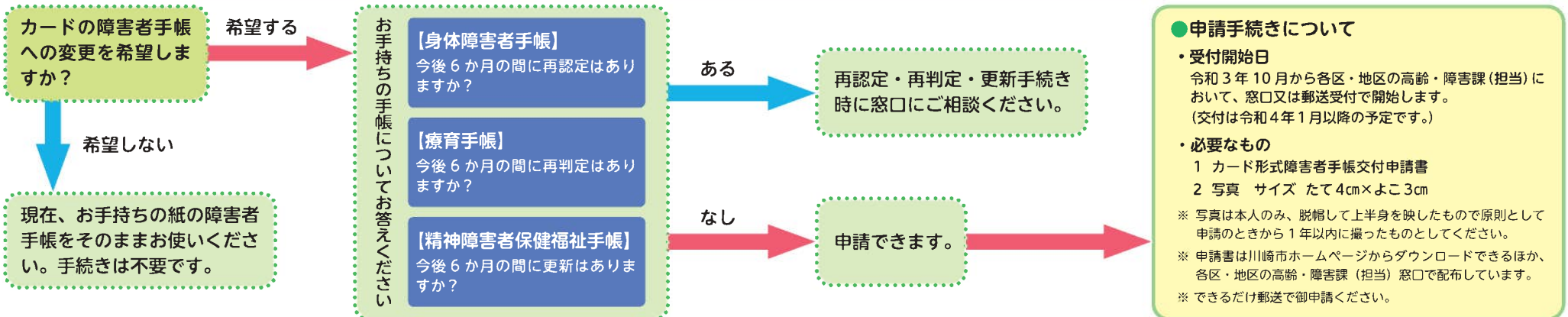
## 療育手帳



## 精神障害者保健福祉手帳



## 障害者手帳をお持ちの方がカードでの交付を希望する場合の流れ



### 注意事項

- 1 カード形式の身体障害者手帳は、紙形式の手帳よりも記載内容が特に限定的です。(事前に、カード形式の記載内容を必ず御確認ください。)
- 2 カード形式の手帳の発行によって、自動車税の減免を受けている場合、市税・県税事務所でも手続きが発生するなど、その他の手続きが発生する場合があります。
- 3 注意事項等について同意がいただけない事項がある場合は、引き続き、紙形式の障害者手帳をお使いください。(紙形式の障害者手帳は、今後も変わらず使い続けることができます。)
- 4 上に記載しているカード形式障害者手帳の様式は準備段階のものであり、実際にお手元に交付されるものとは、デザインなどで異なる場合があります。